

お知らせ

10月15日～21日
違反建築防止週間



公開建築パトロールを実施します

違反建築防止週間の期間中、建築工事現場における状況の点検・指導・違反是正などを行います。

- 建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準を守り、適正な手続きで工事を進めましょう。
- 工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けましょう。
- 新築時は適法でも、その後の改修や用途（使い方）の変更により違反になってしまう場合がありますので、改修などの際には事前に建築士などに相談しましょう。

問 都市計画課 ☎ (93) 5148

10月1日～7日
全国労働衛生週間

推してます みんなの笑顔 健康職場

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施されています。各職場では、職場巡視やスローガンなどの掲示、講習会の開催など、さまざまな取り組みが展開されます。誰もが快適で健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

問 千葉労働局健康安全課
☎ 043 (221) 4312

10月1日
浄化槽の日

浄化槽は、微生物の働きで汚れた水（トイレや台所などからの排水）をきれいにして放流する生活排水処理設備です。

この機能を十分に発揮させるために、浄化槽の工事の施工と保守点検・清掃、定期検査が法律で義務付けられています。浄化槽の維持管理を怠ると、浄化されない汚水が側溝や排水路を通り、川などを汚染する原因になります。大切な生活環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

問 環境課 ☎ (93) 4946

井戸水の衛生管理

飲み水として井戸水を利用されている人は、次のことに注意して、衛生的な管理を心掛けましょう。

- コップに水を採って、色・濁り・においなどに異常がないか、点検しましょう。
- 井戸や貯水タンクの周りの点検、清掃を行い、清潔に保ちましょう。
- 飲み水が飲用に適するか、年1回、水質検査を受けましょう。

水質検査を受けるには

水質検査は、水質検査機関に依頼するか、自身で採水して印旛保健所管内食品衛生協会へ持ち込むことで、検査を受けることができます。容器の貸出しや費用、提出方法など、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。



問 環境課 ☎ (93) 4945

印旛沼浄化推進運動月間

印旛沼は飲料水・農業用水・工業用水の水源として、また、内水面漁業場と観光資源として、私たちの貴重な財産となっています。印旛沼の水質浄化のために、次のことに心掛けましょう。

家庭でできる浄化対策

- 流しでは、ろ紙袋などを使用し、調理くずを流さない。
- 油はできる限り使いきり、流さない。
- 食器・鍋などの油は、拭き取ってから洗う。
- 米のとぎ汁は、植木にまいたり無洗米を使うなどして流さない。
- 洗車はバケツを使用し、洗剤は控えめにする。
- 石けん・洗剤は使いすぎない。
- 沈殿槽の設置、側溝・路面の清掃を心掛ける。
- 浄化槽は、適正に管理する。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、窒素やリン除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽の設置を検討する。

問 環境課 ☎ (93) 4946

水道水の放射性物質検査

9月5日の測定では、放射性物質は検出されず、安定した状態が続いています。今後も3カ月に1回実施し、安全な水の供給に努めます。

これまでの測定結果は、市公式ホームページでお知らせしています。



問 上下水道課 ☎ (93) 3340

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか？

詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

有料広告スペース